

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料減免適用及び申請方法判定フロー
 (以後、「新型コロナウイルス感染症」を「コロナウイルス」と表記します。)

コロナウイルスの影響により収入が減少した方などに対し国民健康保険料減免制度(以後、「コロナ減免」と表記します。)を創設しました。

コロナ減免の適用の可否、申請方法など下記の設問で確認いただきまして、申請をお願いします。

以下の設問は主たる生計維持者についての質問になります。本減免での「主たる生計維持者」は①と②の条件すべてに該当する方です。

①世帯主または同一世帯内の国民健康保険の加入者であること。

②主としてその世帯の生計を維持していること。

※主たる生計維持者は世帯で1人になります。

設問 1	主たる生計維持者がコロナウイルスに感染し、死亡・重篤な傷病を負いましたか？ ※重篤な傷病とは、「 <u>コロナウイルス感染から治療の終了まで1月以上の期間がある</u> 」ことを判断基準とします。
	<input type="checkbox"/> はい → コロナ減免を申請することができます。 <u>必要書類などが状況により異なりますので、区役所へお問合せください。</u> (一番下の「お問合せ先」参照) <input type="checkbox"/> いいえ → 設問 2 へ進んでください。
設問 2	主たる生計維持者の令和 2 年 (2020 年) 中の合計所得金額は 1,000 万円以下ですか？
	<input type="checkbox"/> はい → 設問 3 へ進んでください。 <input type="checkbox"/> いいえ → コロナ減免の対象とはなりません。保険料の支払いが困難な場合には、納付相談をしてください。(一番下の「お問合せ先」参照)
設問 3	コロナウイルスの影響により減少が見込まれる収入区分が事業収入(営業や農業)・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかに該当しますか？
	<input type="checkbox"/> はい → 設問 4 へ進んでください。 <input type="checkbox"/> いいえ → コロナ減免の対象とはなりません。保険料の支払いが困難な場合には、納付相談をしてください。(一番下の「お問合せ先」参照)
設問 4	減少が見込まれる <u>令和 3 年中の見込収入額を算出し、令和 2 年中の収入額と比較して 30% 以上減少</u> していますか？(この収入を「30%減少収入」と表記します。) ※収入区分ごとに計算します。 ※令和 3 年中見込収入額の算出方法は、千葉市ホームページ掲載「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方への国保料減免について」を参照。
	<input type="checkbox"/> はい → 設問 5 へ進んでください。 <input type="checkbox"/> いいえ → コロナ減免の対象とはなりません。保険料の支払いが困難な場合には、納付相談をしてください。(一番下の「お問合せ先」参照)
設問 5	30%減少収入以外で算出した <u>令和 2 年中の所得金額</u> が 400 万円以下ですか？
	<input type="checkbox"/> はい → 設問 6 へ進んでください。 <input type="checkbox"/> いいえ → コロナ減免の対象とはなりません。保険料の支払いが困難な場合には、納付相談をしてください。(一番下の「お問合せ先」参照)

設問 6	30%減少収入の令和2年中の所得の合計が0円ですか？
	<input type="checkbox"/> はい → 減免する額が発生しません。保険料の支払いが困難な場合には、納付相談をしてください。(一番下の「お問合せ先」参照) <input type="checkbox"/> いいえ → 設問7に進んでください。
設問 7	主たる生計維持者の収入が減少した理由は下記項目のいずれかに該当しますか？ (1) コロナウイルスの影響により、仕事を退職したため収入が減少した (2) コロナウイルスの影響により、事業廃止となったため収入が減少した
	<input type="checkbox"/> はい (1) 選択の場合 → 設問8に進んでください。
	<input type="checkbox"/> はい (2) 選択の場合 → コロナ減免を申請することができます。 <u>必要書類などが状況により異なりますので、区役所へお問合せください。</u> (一番下の「お問合せ先」参照)
<input type="checkbox"/> いいえ → 設問9へ進んでください。	
設問 8	会社都合(非自発的な理由)の理由で仕事を退職しましたか？
	<input type="checkbox"/> はい → <u>非自発的失業者の軽減の該当、または減免に必要な書類などが状況により異なりますので、区役所へお問合せください。</u> (一番下の「お問合せ先」参照)
<input type="checkbox"/> いいえ → <u>自発的な理由で退職した場合、コロナ減免の対象とはなりません。</u> 保険料の支払いが困難な場合には、納付相談をしてください。 (一番下の「お問合せ先」参照)	
設問 9	30%減少収入の収入区分は複数ありますか？ (例：事業収入と給与収入が30%以上減少→「はい」)
	<input type="checkbox"/> はい → <u>必要書類などが状況により異なりますので、区役所へお問合せください。</u> (一番下の「お問合せ先」参照)
	<input type="checkbox"/> いいえ → 設問10に進んでください。
設問 10	設問4で令和3年中の見込収入額を算出するにあたり、令和3年1月以降から申請月の前月までの平均収入額×12月の方法で見込収入額を算出しましたか？ <u>※年棒や各月収入額に大きなばらつきがある場合などは「いいえ」を選択してください。</u>
	<input type="checkbox"/> はい → <u>郵送、または窓口での手続き</u> になります。千葉市ホームページで掲載しています「減免の申請準備」を必ずご確認くださいまして、申請をお願いします。
	<input type="checkbox"/> いいえ → <u>必要書類などが状況により異なりますので、区役所へお問合せください。</u> (一番下の「お問合せ先」参照)

お問合せ先

保険料の減免について <お住まいの区の区役所市民総合窓口課>

中央区：221-2131 花見川区：275-6255 稲毛区：284-6119

若葉区：233-8131 緑区：292-8119 美浜区：270-3131

納付が困難な方の納付相談 健康保険課 徴収対策班：245-5164